

プロジェクト リース

項目 第 141 回リース会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 141 回リース会計専門委員会（2024 年 1 月 18 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

他の会計基準等との関係（貸手における知的財産のライセンスの供与）**（個別検討事項）**

2. 事務局提案に同意する。リースを専門とする貸手において、従来どおりすべてのリースについて、同じリース会計の枠組みの中で開示や注記を含めた会計処理を行うことが可能となり、財務諸表利用者に有用な情報の提供に資することに加え、追加的コストを抑えることにつながると考える。
3. 貸手における知的財産のライセンスの供与に関して、国際的な会計基準との整合性の観点から原則的な取扱いに変更せず、例外的な取扱いで対応する事務局提案に同意する。
4. 貸手における知的財産のライセンスの供与はその性質が明確でないことが一因となり IFRS 第 16 号の適用範囲から除かれている面があるため、リース会計基準の適用を強制することには懸念があるが、事務局提案のリース会計基準と収益認識会計基準の選択適用であれば実務が混乱することはないと考える。
5. リースの貸手が製品又は商品を販売することを主たる事業としていない企業における知的財産のライセンスの供与の対象となる取引の性質は、ソフトウェア等の購入資金の貸付と考えられるため、リース会計基準に従い金融取引として処理すべきであると考え。リース会計基準と収益認識会計基準の選択適用を認める場合、収益認識会計基準を選択し、金融取引とは異なる会計処理が行われる懸念がある。
6. 貸手が所有しているライセンスの供与が例外的な取扱いの対象であり、再許諾はライセンスの使用権の供与にあたるため、例外的な取扱いの対象でないことを確認いただきたい。

（追加的な検討事項）

7. 本会計基準案第 3 項の修正案の本会計基準を適用しないことができる無形固定資産のリースに関する表現は、誤解を与える可能性があるため修正が必要と考える。

8. 機器とソフトウェアのリースを同時に行う場合の説明は、貸手による知的財産のライセンスの供与(ソフトウェア)に関する会計基準の適用関係を理解するためにも、結論の背景に記載すべきであると考ええる。

借手における維持管理費用相当額の取扱い

(借手における財又はサービスを移転しない活動及びコストに関する取扱い)

9. 事務局提案に同意する。企業会計基準適用指針第16号の借手における維持管理費用相当額を控除する定めは、ファイナンス・リースの取得を購入資産の取得と同様に会計処理するためと考えられる。一方、本会計基準案等では、ファイナンス・リースのみではなく、すべてのリースを使用権資産の取得と会計処理することになったため、維持管理費用相当額を控除する必要がないと考えられる。そのような説明の方が、借手が維持管理費用相当額を把握できるかどうかで説明するよりも理解を得やすいと考える。
10. 会計方針としてすべてのリースについて、維持管理費用を控除し混在しない場合は代替的な会計処理の選択適用を認めてもよいと考える。維持管理費等相当額を控除できるリースと控除できないリースが同一企業内で混在することとなるという課題が考えられるという事務局分析に関して、本公開草案に寄せられたコメントにおいて維持管理費用相当額を借手が控除している例もあるとの指摘や特定の業界においては維持管理費用相当額を控除しているとの指摘があり、同一企業内で混在することにはならないと考える。

(少額リースにおける取扱い)

11. 300万円の判定においては現行の企業会計基準適用指針第16号を踏襲して契約対価から維持管理費用相当額の合理的見積額を除くことができる取扱いを追加的に定める方向で検討を進めることに同意する。
12. 通常保守等の役務提供相当額の取扱いに相当するリースを構成しない部分の金額についても、300万円の判定から除かれていることを明らかにすべきであると考ええる。

サブリース取引(利息相当額の配分)

(一括借上契約)

13. 事務局提案に同意する。利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法や利息相当額を定額法により配分する方法は、使用権資産総額に重要性が乏しい場合にのみ許容できると考える。

14. 事務局提案に同意する。一括借上契約の中間的な貸手は空室リスクがあり、ヘッドリース及びサブリースに関して一般的なサブリースと同様にリスクを負っているため、原則どおり、使用権資産及びリース負債を計上すべきであると考えている。

オブザーバーからのコメント

(借手における維持管理費用相当額の取扱い)

15. 借手における維持管理費用相当額の控除の取扱いは、実務にとって重要な部分であり、簡素で利便性の高い会計基準という方向性を念頭に置いてさらに検討いただきたい。

その他

16. 公開草案に寄せられたコメントに対する丁寧な対応に異論はないが、適用時期に関して予見できるように基準の公表までのスケジュールを示すことも状況に応じて検討することが考えられる。

以 上